

日本キリスト教団

京都教区ニュース

〒602-0917
 京都市上京区一条通
 室町西入ル
 TEL (075) 451-3556
 FAX (075) 451-0630
 E-mail
 info@uccj-kyoto.com
 発行代表者 望月 修治
 編集責任者 望月 修治

北村慈郎教師免職処分に反対する！ 京都教区の主張

京都教区総会議長 望月 修治

○免職処分が出された経過
 教団教師委員会は、第三六総会期第三回常議員会において、信徒議員七名の連署によって出された「北村慈郎戒規申立書」を受理し、二〇一〇年一月二十六日に、北村慈郎教師への免職処分を決定しました。教団総幹事よりこの免職処分は即日効力を発揮するとの見解が示されたため、北村教師はやむなく上告しました。その上告を受けて設置された審判委員会は二〇一〇年九月十五日に、教師委員会が決定した免職処分を認めるという最終決定をしました。

○公正さを欠いた処分決定
 この件に関する教師委員会の審議には、①「戒規申立て書」の内容が一方の当事者である北村教師に何ら開示されておらず、申立て内容を知らされないまま、北村教師は免職処

分を受けたこと、②北村教師は、教師委員会が内規を変更して戒規申立てを受理した理由と手続きに疑義があるため、信仰職制委員会に諮問し、その答申を待って教師委員への出席要請に応ずる旨を伝えていましたが、教師委員会はこれを出席の意思なしとし、免職処分を決定したこと、などをはじめとして、さまざま問題があり、公正さを欠いています。また、上告を審議する審判委員会の人選も、申立て人を含んだ常議員会で行われ、その意味で公正・公平性を欠いています。

○強権的な教団形成に反対！ 違いを大切にし協働する教区・教団形成を！

京都教区は北村慈郎教師の免職処分について、常置委員会等において、また協議会も開催して話し合っています。そもそも、北村慈郎教への戒規申立については、第三六回教団総会で、教規第三五条および三九条(五)等に抵触し、違法行為であること、したがってその結果導き出された「戒規申立を行う件」が常議員会で決議されたことも無効であることが承認されているにもかかわらず、教師委

員会が免職処分を行ったことは教憲第五条(本教団は教団総会をもってその最高の政治機関とする)にも明らかに抵触していることを指摘してきました。免職処分に象徴されるのは、信仰告白、教憲・教規によって、自分たちとは異なった立場や見解に立つ者を否定し排除して、強権的なやり方で教団形成を行うとする姿勢です。京都教区はこのような強権的な体制に強く抗議をしてみました。

○北村慈郎教師の議員資格を認めない教団総会の開催に反対！

北村慈郎教師に対する免職処分決定の通知書には、「免職の決定により、北村慈郎教師は日本基督教団教師の身分を失い、紅葉坂教会主任担任教師の職を解かれます。また教規第一四三条により、教団総会議員若しくは教区総会議員に選ばれ、または本教団若しくは教区の教務に従事することはできません」とあります。これは、不当な手続きによる不当な処分です。

北村慈郎教師の議員資格が認められない教団総会を開催することは、この不当な免職処分を認めることとなります。そのような教団総会の開催には断固反対します。そして北村慈郎教師を議員として認めた教団総会の開催をあくまで求めます。

京都教区の皆さんに、不当な免職処分の撤回を求める行動と一緒に担ってくださるよう呼びかけます。そして、日本基督教団に属する皆さんに協働を呼びかけます。

「誤った審判」赦されない!

井 上 勇 一

教団執行部の北村教師に対する弾圧は、教団の基本的な性格、合同教会であることを「公同教会」たることを優先させ、無視している。また、聖餐問題が教団の長年の課題であり、教団全体として考えていこうという流れを遮断して、今回未陪餐会員への聖餐問題も教会の自主性をもって、教会の主体として判断をしたことを、当事者教会の歴史的な性格を無視し、教団執行部は教師問題にすり替えて判断したことに無理がある。

さらに、日本基督教団総会議長名で日本基督教団紅葉坂教会北村教師は、教団教師の免職によって教会の任を解かれたというが、果たして包括宗教学人日本基督教団は、各個教会教職の解任権はあるのだろうか。招聘制によってある牧師任命制は、各個教会がその権利を持っており、教団はその任をもたない。よって、今回の教団執行部による北村教師免職は、その効力をもたないと理解する。私たち京都教区内の諸教会は、このような教団執行部の北村教師免職の横暴を赦さない。そのような視点にたつて教団と向き合っていきたい。

北村慈郎教師の免職処分を認めない!

入 治 彦

第三六回教団総会において、「教団第三五総会期第五回常議員会における『北村慈郎教師に対する戒規申し立てを行う件』の決議の無効を確認する件」が上程され可決された時の、あの割れんばかりの拍手と地響きのような音が、私の脳裏には今尚鳴り響いています。ところが、その後の第三六回総会期第三回常議員会で、信徒議員七名の連署による「北村慈郎戒規申し立て書」が出され、教師委員会がこれを受理し、北村慈郎教師に「免職処分」を通告しました。これに対して、北村教師は上告し、その後組織された審判委員会は、この上告を「教憲、教規に照らして」棄却し、北村教師の免職処分が決定しました。

こうした一連の動きを東京、京都で見聞きして、現在の教団執行部、教師委員会、審判委員会による中世の魔女狩りにも似た暴挙と教団総会をも覆す楽屋裏の会議運営に憤りをおぼえています。「教憲・教規に照らして」の一点張り、納得のいく説明もありませんでした。これまでの教団の歴史を見つめつつ、物事（聖餐）の本質を会議とおして深めていこうとする対話姿勢の著しい欠如に、現教団のもつ体質の脆弱さと全体主義の登場を思わざるを得ません。

少なくとも、一九八七年発行の『聖餐』（教

団宣教研究所編）には、聖餐の一つの形として、オープン聖餐も並列で紹介され、取り上げられてきました。その歴史をどうして丁寧に扱わず、無視して来たのでしょうか。また、教団全体で聖餐について共に深く学ぶような機会をどうしてもたなかったのでしょうか。

また、事前に全教会に「オープン聖餐を行っている教会の教師は免職にする」というような「お咎めのおふれ」すらなかったではないですか。

こうした最低限のルール、ステージも飛ばして、だまし討ちのような方法で、北村教師に退任を迫り、免職にまで追い込んだ今回の決定を、私は到底ゆるせませんし、認めることはできません。このような横暴を繰り返してきた教団の執行部、常議員会、教師委員会、審判委員会こそ悔い改めて、北村教師の免職処分を撤回することを強く要望いたします。

一事不再理の原則を守れ

― 裁けるのは行為のみ ―

押 本 年 眞

今回、教団の審判委員会が北村慈郎教師を「処分」するまでのプロセスでつくづく感じるのは、紅葉坂教会役員会が最近出された文書にも簡潔的確に指摘されていることだが、一事不再理の原則が守られていないことである。

北村教師の件に関しては、山北教団議長が教師委員会に告発者として処分を求めたやり

方が、二年前の第三六回教団総会で否定されたことにより決着したのである。それを、今度は別の人物達が疑念をもたれる方法で再告発したやり方は、一事不再議というごく基本的なことを知らないか、あるいは、会議体での一般原則を無視しても、姑息なやり方でも、とにかく自分達のやりたい結論がでるまで、いかにも教団の諸規則に則っているかのよう装いながら、無理な結論を出そうとしたと思う。

一事不再理の原則を守らないと、当面、執行部はやりたい放題のことができる。しかし、それは、将来、現執行部側に跳ね返っていく危険性も大であろう。

考えられない、あり得ない

川上 信

常議員会によって設置された日本基督教団審判委員会が、去る九月十五日に出した「北村慈郎教師に対する教師委員会の免職処分撤回の上告」を退ける結論を盾に、教団議長名で北村慈郎教師に免職決定を通知したこの一連の事柄は考えられないし、あり得ない。「未受洗者への配餐を続けていること」をもって、教団の秩序を著しく乱れていると理由づけしているが、その著しく乱されている「教団の秩序」とは具体的に何を指して言っているのか。そうした聖餐のあり方は、北村慈郎教師だけが、また、紅葉坂教会だけが行っている事

柄でない。豊かな礼拝のあり方を巡って、各教会がそれぞれの教会の主體的な意志を持って判断をし、毎週の礼拝を行ってきた。聖餐もその礼拝の大切な一つの要素である。私の属する八日市教会においても、聖餐のあり方を巡っては議論を重ね、イエスが催された食卓に着くための条件づけは存在しなかったであろうという理解のもとに、「キリストの救いはすべての人に向かって開かれています。ですから、私たちの教会では、今、この

場でキリストの救いにあずかりたいと願う人は、この聖餐にあずかるようにお招きします」という聖餐式を行っている。そうした教会の営みは、それぞれの教会がそこに集う人たちと積み重ねてきた成果の結晶であり、決して紅葉坂教会や八日市教会だけが教団の秩序を乱すために積み重ねてきたものではないはずである。

それなのに何故、北村慈郎教師だけがスケープゴートのごとく、免職処分を受けなくてはならないのか。全くもって私には理解できない。合同教会である日本キリスト教団は、合同以前の教派の違いや伝統の違い、置わされている現場の違い、集っている人たちの違い、様々な違いがありつつも、その違いを認めつつ共に歩む教会の集まりであるはずである。私はそう信じている。

しかし、今の教団は違いがあるものを切り捨てていく教団に成り下がってしまった。教団、教区、教会の豊かさは違いを認め合うことからしか始まらないのではないだろうか。

「免職決定」への

疑義、悲しみ、怒り

竹ヶ原 政輝

「聖書・神学」よりも「法」を重んじるかのような事柄の取り扱いの中で、実際には、果たして合法的に事が進められたのか、甚だ疑わしい「免職決定」に強い疑義と、そして悲しみ、怒りを覚えます。

「聖餐」のあり方については、議論の余地があります。それは「信仰を持って受けるべき」であり、「信仰があるかないか」を「受洗の有無」によって見分けようというのだとしたら、そもそも、聖餐の原型の中でも特別視される最後の晩餐の食卓に共にいたイスカリオテのユダに信仰があったと言えるのでしょうか。

「聖餐」には長い伝統が確かにありますが、そのあり方についての聖書の根拠という点については、やはり議論の余地があります。長い時間歩いてきた道が実は間違っていたということもあるかもしれません。これは勿論、「洗礼を受けた人のみが聖餐に与るべき」というあり方を「間違い」と断じているわけではありません。これが絶対に正しいあり方だと、教会の拠って立つべき聖書に基づいて言い切ることができると言えば、できないのではないかと思うわけです。それはすなわち、キリストの御心になつた仕方での「聖餐」ではないかもしれないのです。私は、このこと

は世の終わりまで議論したらいいと思うのです。その間、歴史状況や宣教の課題と向き合い、聖書と向き合い、様々な立場の者同士が向き合いながら、それぞれのあり方を選びつつていく。これが今の私には事柄に対して、キリストに対して、最も誠実な姿勢であると思えます。

今回、非常に暴力的かつ独善的な仕方なされた「免職決定」を私は一人のキリスト者として、「日本基督教団」の一員として、認めることはできません。

己の存在をかけて意思表示しよう！

たぐち
たぐち
口 ひとみ

パフオーマンズだけの反対は止めよう。「私は反対でした」というだけの反対は止めよう。表現方法はそれぞれであっても、己の全存在をかけて意思表示しよう。

決意して行動すべきときはこれまでも何回もあった。近年だけでも、第三三回教団総会で性差別特別委員会と靖国・天皇制情報センター運営委員会が「廃止」されたとき。第三四回教団総会前夜の常議員会で各教区総会が決議し正規の手続きを経て提案された教団総会8議案を「議案としない」と強行採決したとき。同総会で沖縄教区議員が不在の中で常議員選挙が行われたとき。それらの議事では激論、また「混乱」になった場合もあるが、「多数派」によって「決定」されると、その後の

議事は何のことなく粛々と会議が続けられてきた。そのときだけの反対は止めよう。「福音」とは程遠い日本キリスト教団に加担し続けるのは止めよう。一切の護りの姿勢から解放され、自らの存在をかけて「免職処分」に抗議しよう。

教団総会はK教師の議席を確保し、 沖縄教区選出議員が出席できる 環境を整えよ！

たぐち
たぐち
村 徳 幸

審判委員会がK教師の免職を適正と認めた決定は不当であり、従って無効である。

そもそも、小林貞夫常議員他六名が、教師委員会に出した戒規申立が不当である。前回の三六／二総会がK教師への戒規申立そのものを無効としたにもかかわらず、彼ら（名前は未公表）は、教団総会の決議を悪意をもって無視し、総会三カ月後に、新たな理由もないうまま戒規申立を行っている。まずは、こんなことが許されていいはずがない。

一万歩譲って、小林常議員らの申し立てを認めたとしても、受理した教師委員会が、本人や当該のM教会員と直接会って十分な調査や審理も尽くさずに、結論ありきのK教師免職に至ったこともあり得ないことだ。魔女裁判そのものだ。

五千万歩譲って、魔女裁判の結果を認めたとしても（あり得ない）、K教師の上告を

受け、常議員会は、中立性・公平性に疑問の残る五名（石橋秀雄・後宮敬爾・木下宣世・小橋孝一・佃真人 以上敬称略）からなる審判委員会を組織し、これもまた十分な審議をせずに僅か半年後には「免職適正」の判断を下した。理性的にか、自覚的にか、神学的にか、客観的にか、恣意的にか、政治的にか分からぬが、誠実に仕事をしてきた一人の教師の身分を剥奪することを良しとしたのである。信じられん！

もうこれ以上譲れないが、それでも一億歩ばかり譲って審判委員会が「ある結論」を出すことがあり得るとしよう。その場合は、全会一致で結論を出さなければならぬ。三対二の多数決で審判委員会は戒規免職を適正と決してしまった。あつてはならないことだ。

人権に関わることは絶対に多数決で決めてはならない。基本中の基本だ。ちなみに、ネットサイトでも多数決の基本的な欠陥として手軽に誰でも知ることができる。「多数決原理には大きな欠陥があることを認識すべきである。端的に言う、多数決原理が暴走すると、『村八分』や『魔女狩り』のような非人道的な事が、多数の横暴として発生するのである。多数決原理は万能ではなく、『基本的人権』という原理によって、限界を与えられている。」「保護しなければならぬ基本的人権には、言論と表現の自由、宗教と信仰の自由、法の下での正当な手続きと平等な保護、そして組織を結成し、発言し、異議を唱え、社会の公生活に全面的に参加する自由などがある。」

こんな簡単で当たり前の原則を審判委員会は守っていない。その意味で反対した二名も多数決に加わってしまったのだから他の三名と同罪である。いや、進歩的・良心的と自ら思い込んでいる分、むしろ罪は重い。君らは暴走に加担してしまったのだ。

K教師の免職は、その最初から結論に至るまですべて不当であり不正である。恣意的にあるいは私怨でK教師が狙い撃ちされ、中世よろしく魔女狩りにあつたとしか考えようがない。こんなことは許されていいはずはない！僕の属する教会も含め多くの教会が教会的決断をもってM教会のような聖餐式をしている。おそらく、教団の半数近くに及ぶだろう。なのに、なぜ、K教師一人が免職となるのか！結論！この不当な戒規決定は無効である。したがって、K教師は依然として、今もなお教団の教師だし、常議員だし、教団総会議員である。三七／二二教団総会は、K教師の議席を認め、さらに、沖縄教区選出議員が出席する環境を確保しなければ、何一つ決議してはならない！絶対に！

これでいいのか教団！

なか井正子

北村慈郎教師への免職処分に対して抗議します。更に、北村慈郎教師への免職処分を撤回し、北村教師の議員資格を認めることを切に願います。

教団は、北村慈郎教師を聖餐式をオープンにしているという理由で教憲教規に反すると免職処分しました。聖餐式は紅葉坂教会の役員会の承認の上で、即ち、信徒の了解の上で行われていることです。北村牧師一人が決めて行っているのではありません。

北村牧師は、非常に温厚で真面目に教会の業務を行われている方です。信徒もそれを認めています。一体、教団は教団の九五%以上を占める信徒の意向や役員会の存在を何とと思っているのでしょうか。聖餐をオープンにする教会の数は益々増えていきます。イエス・キリストは聖餐において人を差別することは望んでいません。北村慈郎教師への免職処分を撤回し、北村教師の議員資格を認めることを切に願います。

不当な決定をゆるさない！

山田真理

前教団総会において、議案四四号「教団第三五総会期第五回常議員会における『北村慈郎教師に対する戒規申立を行う件』の決議の無効を確認する件」が一六七人の賛成によって可決されたが、最高議決機関で可決されたことが常議員会によって無視され、その結果は、審判委員会による北村慈郎教師への免職処分決定であった。「北村慈郎教師は日本基督教団教師の身分を失い、日本基督教団紅葉坂教会主任担任教師の職を解かれます。」

この決定に教会との対話は存在しない。祈りも存在しない。人権侵害であり、教会存在を脅かす行為であり、教師の召命を否定する行為である。何ということか。

私たち皆が日本基督教団を形成している。議長（三役）、常議員だけで形成しているのではない。教団総会の議決を重んじ、審判委員会の本決定が不当であることを訴えたい。北村慈郎さんも紅葉坂教会も聖餐も、決して教団政治の道具にされてはならない。

編集後記

この度、北村慈郎教師への「免職処分」が決定されたことを受けて、急遽、『京都教区ニュース』特別号を発行いたしました。これにあたり、京都教区の教団総会議員の皆さまにご寄稿を依頼し、寄稿者の意見や立場をそのまま掲載いたしました。あわせて、「教団総会議員の良識のある方々に訴えます（免職処分撤回を！）」という北村慈郎牧師のお手紙をそのまま転写いたしました。

「父よ、できることなら、この杯をわたしから過ぎ去らせてください。しかし、わたしの願いどおりではなく、御心のままに」（マタイ二六・三九）。主イエスのこのような祈りが、いつも以上にわたしの心を揺さぶっています。「これはわたしの愛する子、わたしの心に適う者」（マタイ三・一七）と神さまから言われた主イエスは、いま、どのように思っておられるのでしょうか。

(H)

教団総会議員の良識ある方々に訴えます（免職処分撤回を！）。

主のみ名を讚美いたします。

今回私は、教団教師委員会による私の戒規免職処分を不服として上告していましたが、審判委員会は私の上告を棄却し、教師委員会の決定を可とする結論を出し、それに基づいて山北宣久教団議長から免職決定の通知を受けました（同封の文書Ⅰ「北村と紅葉坂教会宛教団からの免職通知」をお読みください）。

その免職決定の通知には、「免職の決定により、貴方は日本基督教団教師の身分を失い、日本基督教団紅葉坂教会牧師の職を解かれました。また、教規 143 条により、教団総会議員若しくは教区総会議員に選ばれ、または教団若しくは教区の教務に従事することができません。」と記されています。この免職通知によれば、（紅葉坂）教会や（神奈川）教区は教団の決定だから文句を言わずに従えということです。今まで私の戒規免職について、私を招聘した紅葉坂教会の意向も、私が所属する神奈川教区の意向も一切教団は聞こうとしませんでした。

聖餐に関する議論の場も一切設けず、私や紅葉坂教会との話し合いも一度もせず、また教師委員会においても審判委員会においても私に弁明の機会を一切与えず、一方的に下された免職決定を、審判委員会の決定が最終決定だから教団（山北宣久教団議長）は私にも紅葉坂教会にも黙って受け入れろと言うのでしょうか。とても了解することはできません。

特に教師委員会の審議プロセスも、審判委員の選任も、著しく公正さに欠けています（同封文書Ⅱ「紅葉坂教会役員会文書」と「時系列による北村慈郎免職問題の経過とその問題性」をお読みください）。審判委員会委員長の石橋秀雄氏は、「聖餐の正しい執行を求める会」の代表者になっています（コピー参照）。これでははじめから結論が出ているようなものです。審判委員会の最終結論である「審判理由」も私の上告理由に十分答えているものではありません。最初から「教憲・教規違反」と決め付けているだけです（同封の文書Ⅲ「上告書と上告理由書」および「審判委員会決定報告書」をお読みください）。

そこで教団総会議員の良識ある方々に訴えます。

教団総会が最高の議決機関でありますので、来る第 37/22 回教団総会に聖餐問題で免職となった私に関わる議案（30,31,41 号議案、同封参照）が出ていますので、これらの議案を葬ることなく、慎重審議の上、できれば可決していただければ幸いです。

さらに正統信仰を振りかざしたり、信仰告白、教憲・教規によって自分たちとは異なる考え、立場の者を排除するのではなく、全くの私案ですが、同封の「日本基督教団マニフェスト」（参照ください）のような課題を、常議員会をはじめ教団教区の諸会議で検討し、合同教会としての日本基督教団の実りある形成に今後進んで行くことを希望します。そのため、ふさわしい三役、常議員、各委員会委員の選任が来るべき教団総会でなされますよう、皆様の勇気ある主体的判断と決断に期待し、来る教団総会の上に主の導きをお祈り申し上げます。

主にある平和を祈りつつ。

在 主

2010 年 9 月 30 日

日本基督教団紅葉坂教会
牧師 北村 慈 郎